平成２２年（フ）第１４６号
大阪府富田林市西板持町２丁目３番２号　フォンタル西板持Ａ棟107号室
債務者　上原　　満
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
堺市西区堀上緑町１丁10番20号
債務者　北　　禮子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
堺市北区百舌鳥赤畑町４丁291番地１　スウィートシャルム305号
債務者　宮本　祥吾（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
大阪府藤井寺市林５丁目１番２号　Ｗｏｏｄ　Ｆｉｖｅ103号室、前住所大阪府羽曳野市南古市２丁目15番17号
債務者　林　　恵美
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６４号
大阪府阪南市箱作51番地
債務者　室谷　啓子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６７号
大阪府羽曳野市高鷲１丁目９番12　グランドール106号
債務者　松山美香こと　朱　　玉順
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
大阪府富田林市藤沢台２丁目２番　藤沢台第５団地229号
債務者　山崎　仁一
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
大阪府富田林市藤沢台２丁目２番　藤沢台第５団地229号
債務者　山崎　純子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
大阪府高石市西取石１丁目６番１―202号
債務者　中尾　　勇
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８３号
堺市北区南長尾町２丁３番10号　レジーナⅠ弐番館102号、前住所石川県加賀市小菅波町２丁目78番地　ビジオー・レジデンス204号室
債務者　野田　昌江
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
香川県高松市西宝町２丁目11番25号
債務者　大濱　治正
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第７号
福岡県築上郡築上町大字東築城1005番地１
債務者　野中カオル
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
福島県会津若松市行仁町２番13号、前住所福島県会津若松市河東町南高野字高塚179番地
債務者　今田　　茂
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
福島県喜多方市字前田4973番地１
債務者　阿部津一郎
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
神奈川県平塚市袖ケ浜17番12―１号　袖ケ浜ハイツ、前住所神奈川県茅ヶ崎市東海岸南１丁目９番９―201号　三洋ビル
債務者　渡邉健太郎
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７４号
神奈川県南足柄市岩原144―３　ラカーサ井上111、住民票上の住所神奈川県秦野市入船町11番５―302号
債務者　柴田　洋一
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７５号
神奈川県南足柄市岩原144―３　ラカーサ井上111、住民票上の住所神奈川県秦野市入船町11番５―302号
債務者　柴田　美沙（旧姓牧野・佐藤）
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部